

# すくも 市議会だより

第89号

■ 編集 議会だより編集委員会 ■ 発行 宿毛市議会

## 定例会の概要

第三回定例会は、平成二十九年九月五日に開会し、十七日間の会期で九月二十一日に閉会しました。

市長から提出された議案は、「平成二十八年度一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計」の決算認定議案十三件、「平成二十九年年度一般会計補正予算」など予算議案七件、「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について」など条例議案四件、その他の議案五件の合計二十九議案で、審議の結果、閉会中の継続審査となった決算認定議案十三件を除いて、いずれも原案どおり全会一致で可決されました。市政に対する一般質問は、十一日及び十二日に八人の議員が質問に立ちました。また、十三日には議案に対する質疑が行われました。

継続審査となっていました陳情「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定に関する意見書の提出について」は賛成多数で採択されました。最終日には議員から意見書案三件が提出され、「地方の道路整備の推進に関する意見書」「森林環境税(仮称)の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書」は全会一致で可決、「協同労働の協同組合法(仮称)の速やかな制定に関する意見書」は賛成多数で可決されました。

議案の主な内容は、次のとおりです。

### 補正予算

#### ◎一般会計(議案第十四号)

今回の補正予算は、総額で三千八百三十三万三千円が増額補正され、累計で百二十五億七千二百三十六万二千円となりました。

### 第三回(九月)定例会日程

9月5日(火)	本会議	開会、議案上程 提案理由の説明
6日(水)	休会	議案等精査
7日(木)	休会	議案等精査
8日(金)	休会	議案等精査
9日(土)	休会	
10日(日)	休会	
11日(月)	本会議	一般質問
12日(火)	本会議	一般質問
13日(水)	本会議	議案質疑
14日(木)	休会	委員会審査
15日(金)	休会	委員会審査
16日(土)	休会	
17日(日)	休会	
18日(月)	休会	
19日(火)	休会	
20日(水)	休会	
21日(木)	本会議	委員会審査 委員長報告、質疑 討論、表決、閉会

#### (歳出の主なもの)

- ふるさと納税推進事業業務委託料  
……………二百五十九万二千円
- 学校における情報ネットワーク強化事業  
……………三千二百三十一万七千円
- 志国高知幕末維新博「竹内 明太郎とダットサン」展示イベント委託料  
……………二百二十三万六千円

# 条 例

◎議案第二十一号「宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について」  
 一年間の実証運行を終えて本格運行に移行するにあたり、必要な事項を条例で定めるものです。

◎議案第二十二号「宿毛市工場立地法第四条の二第二項の規定に基づく準則を定める条例の制定について」  
 工場の新設及び増設等を行う際には、工場立地法により敷地面積に対する一定の率以上の緑地等の設置が義務付けられているが、その緑地面積等を緩和するための条例を制定するものです。

# そ の 他

◎議案第二十五号「幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について」  
 幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務に市税以外の債権及びその付帯債権に関する事務を追加す

るにあたり、本規約の一部を改正するものです。

◎議案第二十六号及び第二十七号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」  
 宿毛市北部辺地の市道の工事及び栄喜辺地のスクールバスの更新整備を実施するにあたり、辺地対策事業債の申請を行うため、本計画を策定する必要があるため、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」第三条第一項の規定により、議会の議決を求めらるるものです。

◎議案第二十八号及び第二十九号「工事請負契約の締結について」  
 議案第二十八号は、宿毛小学校屋内運動場改築工事を実施するにあたり、竹村・富士特定建設工事共同企業体と四億九千四百四十万円を工事請負契約を締結することについて、また、議案第二十九号は、林邸改修工事を実施するにあたり、勇・富士特定建設工事共同企業体と二億三千三百二十八万円を工事請負契約を締結することについて、地方自治法第九六条第一項第五号の規定により議会の議決を求めらるるものです。

◎議案第二十八号及び第二十九号「工事請負契約の締結について」

# 陳 情

皆さんから提出された陳情は、所管の委員会に付託され、審査の結果、次のとおり決定しました。

番号	件 名	議決結果
第10号	「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定に関する意見書の提出について	採 択

# 提出された議案等

議案番号	件 名	議決結果
第1号	平成二十八年度宿毛市一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計歳入歳出決算認定について	継続審査
第13号	平成二十九年度宿毛市一般会計及び各特別会計(国民健康保険事業、定期船事業、学校給食事業、下水道事業、後期高齢者医療)並びに水道事業会計補正予算について	原案可決
第14号	宿毛市コミュニティバスの運行に関する条例の制定について	原案可決
第20号	宿毛市工場立地法第四条の二第二項の規定に基づく準則を定める条例の制定について	原案可決
第21号	宿毛市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
第22号	宿毛市コミュニティバス実証運行に関する条例を廃止する条例について	原案可決
第23号	幡多広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び幡多広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	原案可決
第24号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	原案可決
第25号	工事請負契約の締結について	原案可決
第26号	工事請負契約の締結について	原案可決
第27号	工事請負契約の締結について	原案可決
第28号	工事請負契約の締結について	原案可決
第29号	意見書案 地方の道路整備の推進に関する意見書 森林環境税(仮称)の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書	原案可決
第3号	「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定に関する意見書	原案可決

# 問

# 質

# 般

# 一

〔質問順位による〕

第三回（九月）定例会の一般質問は、十一日、十二日の二日間に八人の議員から市政全般について質問がありました。

主な内容は、次のとおりです。



山岡 力 議員

## 発災時連携手引等の作成について

**問** 熊本地震の際、市と指定管理者との間で、事前に災害時対応についての協議がなかったため、混乱したと言われている。年度末までに市と管理者の間で「災害対応の手引」を作成してはどうか。

**答** 国民宿舎椰子との間では、緊急時における避難施設として使用する協定書を交わしているが、他の管理者の間では協定がないため、年度末を目

途に「手引」を作成したい。

## 国民健康保険県移管に伴う諸課題について

**問** 国保の県移管で、八月に各市町村担当者への説明があった。県移管によって財政基盤が安定する事が目的だが、今後当市の国保税がどうなるか、また県の説明内容について問う。

**答** 制度改正に伴い県全体の加入者の医療費必要額を県が算定し市町村ごとの国保事業費納付金額を決定。しかし、税額が急激に増加しないよう給付金相当額の上昇額は最大一％を基本に激変緩和措置を講ずるといふ県の説明である。来年一月に県から給付額の確定が示されるまでは明確な判断はできないが、税額を大幅

に上げなくてもいいのではないか。

**問** 現状の保険税と三十年以降の保険税の比較はまだできないが、一月に示される県からの給付金額が仮に現状より余るとしたら、被保険者へ還元する考えはないか。

**答** 単年度だけ見て判断はできないが、翌年度以降の経過を判断し、基金の積立の検討等、将来的に安定した国保運営が必要である。

**問** 市民からは固定資産税を納め、国保にも資産割があるという不満を聞く。県移管を機会に三方式の導入を検討されたい。

**答** 県の示した保険料率では、資産割を用いない三方式が採用になった。見直しは慎重に協議の必要があると考ええる。

## 就学援助について

**問** 当市の準要保護者の基準が要保護者の一・〇倍という認定になっているが、もっと倍率をあげるべきではないか質問したが、検討はされたか。

**答** 認定にはいくつかの所得要件があり、児童扶養手当金額支給世帯や国民年金減額世帯等の要件についても判断項目に残すべきか、検討中だが、まだ方向性は決まっていない。

**問** 今年三月の文科省通知に、小学生・中学生の就学援助費が二倍になり、別の通知では入学準備資金について、三月に支給されるよう努められたとある。準要保護に一定の計数を掛ける基準は検討中の事だが、せめて入学前の三月に支給する検討をお願いしたい。

**答** 指摘のように、保護者が必要とする時に必要な支援を行うという面では、改善も考え今後研究したい。



原田 秀明 議員

## 防災対策について

**問** 松田川大橋から先、小筑

紫地区では約二千人以上の中期避難施設が空白地帯となっているが、現在の進捗状況と現在できる行動計画を問う。

**答** 小筑紫町エリアは津波浸水区域外の公共施設が非常に少なく、小筑紫保育園、旧みなみ保育園及び石原集会所のみとなっており、大多数の方を収容しきれない現状となっているので応急機能配置計画を策定した。宿毛市のみでは対応しきれない災害対応についても、近隣市町村と具体的な協議を進めていく。対策としては、どういうルートで

高台の避難場所から避難所へたどりつけるのかなどの検討はいたいただくことも必要ではないか、備蓄倉庫を整備している場所、一定期間過ぎたために必要な物資等の備蓄を地域として取り組んでいただくことも必要な対策であると考えている。

**問** 広域避難について南線の場合対象地域は大月町、三原村だが、地域間の認識が薄く実効性が心配される。どのように広域避難ができるのか問う。

**答** 幡多圏域や愛媛県南予地域の市町村と議論はしたが、

現段階で広域避難調整には至っていない。こうした点を解消するため来年度以降、できるだけ速やかに広域避難調整について、幡多圏域の関係市町村で実効性のある協議を進めていく。

### 不登校・いじめコンセン

**問** いじめなど匿名で報告ができるモバイルアプリ、ストップビットという教育現場専用の通報システムを取り入れようか問う。

**答** 宿毛市では電話で相談を受け付ける体制は整っているが、全国を見るとウェブ上で匿名でいじめを通報できるソフトやアプリの導入や、LINEでのいじめ相談などを行うという記事を目にする。国の有識者会議においてもSNSを活用した相談体制の構築が強く求められているとの中間報告がまとめられている。国あるいは先行的な市町村の取り組みを検証するなかで検討していく。

**問** 長期間の不登校では学習の遅れが心配される、教育委員会が適応指導教室を設置し

ているが、更に充実させてはどうか問う。

**答** 適応指導教室に通室する場合においても授業に対応したプリント等を貰い、職員とともに自主学習を行っている。学年や時期、期間が様々であることから適応指導教室において学校のように教員を配置し、通常の授業と同様の内容を実施する事は困難であると考ええる。しかし、通所児童が多くなり現職員での対応が困難となった場合などは支援員等の配置について検討していく。



山本 英 議員

### Jアラートについて

**問** 政府が決める放送エリアを問う。

**答** 本市が伝達対象地域になるのは四国、中国、九州のいずれかの地域が通過、落下予

測地域となった場合である。

**問** 市民への周知について、宿毛市の取り組み姿勢を問う。

**答** 高知県では、弾道ミサイルを想定した避難訓練が計画されており、その際は市民の皆様へ周知し、積極的に参加する。

### 国道の小筑紫バイパスについて

**問** 一般の321号線の会議では地元の視点のみが議論の対象になっており、全国からくる観光客の安全安心に寄る添った議論がなかった。次の事業に予定されている小筑紫バイパスの原案はトンネルを抜くようだが、山頂を切り拓き大きな駐車場を創っておけば、付近通行中の観光客等の緊急避難場所になり、津波の後の仮設住宅の建設エリアにもなる。このバイパスの在り方については再検討すべきではないか問う。

**答** 小筑紫バイパスについては、一日も早い事業着手に向け要望するが、その際は小筑紫地区の防災対策についても併せ

て要望していく。

### 核廃棄物処理について

**問** 日本は発電に必要な石油、石炭、LNGはほとんどが輸入で、エネルギー安全保障の観点で原子力発電により、五十%に近い発電量を賄ってきた。危険、怖いと言っても解決する問題ではなく、酒井南嶺に倣い日本人としてどうすべきかを考えなければならぬ。高知県は四国電力の大株主であり、株主責任からも避けて通れない。市長の考えを問う。

**答** 国は、地層処分安全確保などの理解を得るため、対話活動を展開するようであり、国の動向を注視しつつ、市民の皆様にも重要な課題であるとの認識を深めていただければと考えている。

### 自衛隊誘致活動について

**問** 土佐清水には空自の通信隊が所在しているが、防衛省のする周辺対策事業の実績を問う。

**答** 水槽付消防車の購入の補助及び三崎地区の水道工事の補助金三億五千万を受ける予定と聞いている。

**問** 防衛大綱の見直しが正式に決定された。誘致活動のアプローチの在り方も再検討すべきではないか問う。

**答** 海自だけでなく陸自、空自も含めた誘致活動を行うべきと考えている。

## 高知県教育委員会の 取り組みについて

**問** 本事業に対する市教育委員会の取り組み姿勢について問う。

**答** 各学校が本事業を活用して主体的に実施しており、市の教育委員会としては、各校の事業計画の策定や遂行の支援をし、本事業が効果的に実施できるよう取り組む。



山戸 寛 議員

## 宿毛市の林業について

**問** 宿毛市の分収林の数と面積について問う。

**答** 地上権設定分も含めて全部で十二件、面積は三百三十四ヘクタールになる。

**問** 市として、分収林を含む市有林の財産価値を高めるための最低限必要な作業は実施できているのか問う。

**答** 人工林については補助事業を活用しながら、森林組合に委託し、適宜、必要な作業を実施している。

**問** 次に自伐型林業についてバイオマス発電の原料として出荷する際に、引き渡し価格の面で問題となることはないか問う。

**答** 小規模林業者だからという理由で販売価格が安くなる

ことはない。

**問** 自伐型林業の推進のために地域おこし協力隊を導入する考えはないか問う。

**答** 協力隊の導入は、地域に大きな刺激を与え、多様な効果が期待できるので、自伐型林業の促進に向け前向きに検討する。

## 部落差別解消推進法 について

**問** 平成二十八年十二月に公布・施行された部落差別解消推進法について、基本認識・見解を問う。

**答** 部落差別は許されないと認識のもと、これまでも様々な啓発事業に取り組んできた。今後も、この法律の趣旨を踏まえ、部落差別の早期解決を責務として、差別のない社会の実現を目指す。

**問** 同法には部落差別に関する相談に的確に応じるための体制づくりについて規定しているが、市の体制を問う。

**答** 人権推進課が中心となり、

第三者を含めた協議を通じ、実態の把握、問題点の検討、課題の解明、啓発活動へと反映させる。

**問** こういう法律ができた、あるいは存在しているというところを、市内の全校全生徒に対して教えるべきではないのか問う。

**答** 子どもたちが認識することとは大切である。今後の授業等の取り組みの中で、適時、この法律についても触れていく。

**問** 人権担当部局や一部の職員だけではなしに、広範囲な関係者・市民への周知徹底について問う。

**答** 様々な機会を利用して、更なる周知徹底に取り組んでいきたいと考える。

**問** 同法では差別の実態調査について触れられている。この点について問う。

**答** 意識調査を含めた実態調査は今すぐ実施するのは難しい。今後国の動向を注視しながら研究する。

**問** 国に対して、速やかな実行と充実を求めて働きかけを行うべきである。見解を問う。

**答** 国の責務として、部落差別の解消に関する施策を講じるものと明記されている。今後、県、他市町村とも連携を図りながら、国への要望を検討する。



野々下 昌文 議員

## 障がい児・障がい者 福祉について

**問** 本市には、何らかの支援が必要な子供たちが四十名いる。乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援体制について市長の見解を問う。

**答** 支援を必要としている子供たちが、入学や進学、卒業などによって、支援者が変わること、支援の一貫性が途切れることなく支援を必要とする子供と、家族の成長段階

に応じて、保険、医療、福祉、教育、就労支援等関係者が連携し切れ目のない支援を行うことが重要と考えている。

都道府県と市町村は、三年度ごとに障がい福祉計画を作成しており、来年度からの第五期障がい者福祉計画の策定に向け準備を進めている。昨年度の障がい者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、第一期障がい児福祉計画についても国の基本指針に即して策定することになった。策定に当たっては、障がい児、障がい者の生活へ、切れ目のない支援が行えるよう障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の連携を図り、一体的な計画として仕組みづくりに取り組んで行く。

## 肝炎の重症化予防について

**問** ウイルス性肝炎は国内最大の感染症と言われており、感染している人はB型、C型を合せると約三百万人に登ると推計される。本市の肝炎予防策と啓発の取り組みについて問う。

**答** 感染している方の早期発

見、早期治療を行うため、県が契約する医療機関や各福祉保健所でB型、C型肝炎ウイルス検査を無料で受けることができることになっている。啓発については啓発ポスターの掲示や啓発イベントも実施されているが、まだまだ周知不足だと感じている。今後も県と協力しながら検診率の向上に努め、早期発見、早期治療につながるよう取り組んでいく。

## 短縮老齢年金について

**問** 本市の推定される短縮年金受給者数及び年金請求の受付者数について問う。又、受付されていない方の分析、今後の周知及び対策について問う。

**答** 年金請求書類を送付した対象者数は二百二十三名で、受付件数は九月一日現在、百五十一件である。受付されていない方の分析は年金請求を取りまとめている日本年金機構ではできていない。周知については日本年金機構において、順次、勧奨のはがきの送付や電話番号が登録されている方に限っては電話による勧奨を実施している。また、本市に

おいては広報すくも七月号に短縮年金請求の手続き漏れに對する注意喚起を掲載し周知している。今後も日本年金機構と連携を取りながら請求漏れがないよう努めていく。



川村 三千代 議員

## 観光振興について

**問** 幡多広域観光協議会の中では、本市の存在が薄く埋没してしまうような印象を受けるが、広域観光事業の取り組みについて、また、本市の特性を活かした振興策が図れないものかを問う。

**答** 幡多広域観光協議会については、県西南地域を全国にPRし、幡多六市町村の誘客促進と交流人口の拡大による地域活性化を目的としている。しかしながら全国的に知名度の高い観光資源を有する他市に比べ本市の弱さは認識しており、釣り、スキューバダ

イビング、漁業体験といったマリンレジャーの取り入れなど特性を最大限活かしていきたい。現在開催中の志国高知幕末維新博を好機ととらえ、県の補助金も積極的に活用し、事業を展開しようとしている。歴史関連のイベントの開催、再生活用に向け取り組んでいる林邸など、今後も観光資源の磨き上げを行い振興に努めていきたい。

加えて愛媛県とも連携し、四国西南地域としても取り組み、インバウンド、サイクリストへの働きかけなど観光PRを積極的に展開し、知名度アップと誘客につなげていきたい。更に「宿毛のお魚おもてなし事業」も実施し、豊かな自然を活かした「食」の面からも新たな観光素材を開発してゆく考えである。

## 平和教育について

**問** 戦後七十二年、戦争の記憶が風化していく中、本市の平和教育の取り組み、また、鶴来島の砲台跡等戦争遺跡の教育的活用について、平和教育は命の教育であるという観点からも本市の姿勢を問う。

**答** 小学校においては各校とも修学旅行で広島を訪問しており、事前学習はもとよりその後の感想文、発表会を行っている学年にも体験を共有し深めている。加えて千羽鶴の作製、平和集会の開催等、各校工夫をしながら様々な取り組みを行い、戦争の悲惨さ、平和の大切さ、そういったものを全ての子供たちが共有できるように、思いをつなげる取り組みを行っている。

戦争遺跡については、実際、宇須々木地域の遺跡を見学している学校もあり、地域の方々のお話を聞く機会を持つなど広く学習に努めている。

鶴来島の砲台跡については、距離、時間等の面でも実際に現地での視察となると厳しいが、身近な地域の戦争の遺跡を認識することは重要であり、平和を強く深く学習するうえで活かしていけないか考えていきたい。





川田 栄子 議員

### 将来負担比率について

**問** 将来負担比率が改善され、財政健全化となったのか問う。

**答** 財政の健全化は単年度では大幅な改善は望めないため、将来における負担を軽減できるように地方債発行額を抑制する事や事業に充当することができ、毎年少しずつではあるが、将来負担比率の改善に取り組んでいる。

### 下水道の将来展望について

**問** 下水道は雨水も処理しているのだから一般会計からの繰入金を負担している。汚水処理にかかる経費は使用料で賄うことが基準であるが、一般会計からの繰入金の割合について問う。

**答** 一般会計繰入金については基準内、基準外繰入金金の二種類があり一般会計で負担すべき基準内繰入金金は起債償還に係る費用や雨水処理費が対象となる。基準外繰入金金は下水道事業会計の支出に対して不足する金額を繰り入れるものになる。

割合としては平成二十八年年度決算ベースで一般会計繰入金三億五千九百三万八千円のうち基準外繰入金は一千七百三十四万一千円で下水道事業会計歳入五億九千六百四十六万三千円に占める割合は二・九%である。

**問** 下水道事業経営の健全性、効率性、老朽化、維持管理など下水道の将来展望について問う。

**答** 施設利用率四四・四六%、加入率五九・八%と低く、加入者の増加が必要である。取り組みとしては、新規下水道接続者に対して下水道使用料が一年間無料のキャンペーンや水洗便所など改造資金利子補給制度を行っている。施設老朽化に伴う維持修繕費の増加対策として長期的にはストックマネジメント計画を策定し、改修、更新を図ってまいりたい。

また、宿毛市生活排水構想(案)を策定し現計画の区域の縮小や集落排水事業との統合による経営改善に向けた取り組みに着手したところである。

### 学校給食費収入未済額の対策について

**問** 学校給食費全体の未納額は三百二十三万九千八百五十円である。この会計の認識を教育長に問う。

**答** 材料費の圧縮はできないので、翌年度の給食の会計から繰上充用をする必要がある。合わせて公平性の確保という観点からも好ましいことではないと認識している。

**問** 未納者対策として事情を精査し困窮世帯は免除する政策判断ができる余地が大と考える。市長の政策判断を問う。

**答** 要保護、準要保護家庭に対しては公的負担により給食費の扶助を行っており、その家庭以外に学校給食費を免除する制度の創設は現在のところ考えていないが、それ以外の払えない方がおられるのか調べていく。



濱田 陸紀 議員

### 林邸の改修工事について

**問** 一部の方々は高知の大手八社と地元八社のJVが納得がいらず、何で地元企業だけの入札ではダメなのか問う。

**答** 本改修工事については、林邸を大幅にリニューアルし、現代的な空間の部分と、既存の部分を残し歴史的な価値を保存する部分がある。保存部分においては、木造建築物の特性を識別できる豊富な経験や不測の事態に即座に対応できる判断力を要することから、県内業者のうち、木造建築物の表彰実績があり、かつ観光文化交流施設建築で実績のある市外八業者と市内の八業者による共同施工方式により地元業者育成にもなると思いい指名を行った。今後とも札の競争性や公平性、透明性を確保しつつ、地元業者を最優先してまいりたい。

**問** 資材の調達について、出来るだけ宿毛の業者を使っていたきたい。

**答** 発注者である宿毛市から下請や資材調達について強制することはできないが、可能な範囲で地元業者の活用や地元資材の使用をお願いしていきたい。

**問** 土堀は二メートルを超える高さで破れた土堀を子供達が傘で穴をあけたりして危険な状態であったが、どのくらいの高さになるのか。

**答** 改修計画では一・三メートル程度の堀に改修する計画である。

**問** 大きい木は樹齢百三十年になり電線に巻きつき、四電にお願いで枝を切ってもらった事があるが、残すのか、他に移すのか問う。

**答** 近隣住民の方々にご迷惑をかけない形をとってまいりたい。



**問** 四季折々に咲く花木の植樹をされてはみてはどうか。

**答** 文教センターの坂本図書館中庭や林邸も含め、一体的に整備できないか、市民にも観光で訪れた方にも目で楽しめる空間を検討してまいりたい。

**問** 庭の池については、危険性などから空池にしておくのか、考えを問う。

**答** 空池のまま保存してまいりたい。

**問** 改修後のコーヒー店、土産店、宿泊店などの運営体制について問う。

**答** 改修後の活用方法については現在、検討中である。運営体制についても、市直営とするのか、指定管理者制度を導入するのか検討している段階である。指定管理者制度を導入する場合には、公開公募を原則としているので、市のホームページや広報等を通して幅広く募集を行う。

**問** 着工について見解を問う。

**答** 当路線以外にも早急に進めなければならぬ防災関連事業が多くある現状の中で、早期の事業着手は困難な状況であり、事業の優先順位や財政状況を考える中で検討してまいりたい。

## 意見書

議員より提出された次の意見書案を原案のとおり可決し、国会及び政府に提出しました。

◎意見書案第一号  
地方の道路整備の推進に関する意見書(抜粋)

宿毛市においては、歩道が整備されていない道路や緊急車両のすれ違いのできない道路などがまだまだ多く残されており、また、中山間地域では集中豪雨等による通行止めが頻繁に発生する状況である。こうした現状に加え、全国的にも大きな課題である道路施設の老朽化に伴う修繕費等が今後、本市の財政運営に支障を来すことが予想される。

これらは、南海トラフ地震をはじめとする大規模災害の発生が危惧され、国土強靱化

に今後一層取り組む必要がある本市にとって大きな課題となっている。地域経済の活性化、人命の保護や日常生活における安全安心の確保を図り、災害時の避難路、輸送路等の「命の道」となる道路整備が確実に実施できるよう、必要な財政措置を講じていただきたく以下の項目について強く要望する。

### 記

一 地域の活性化や安全・安心を確保するための道路整備に必要となる、「社会資本整備総合交付金」や「防災・安全交付金」については、安定的かつ十分な予算を確保すること。  
二 安全、安心の確保や生産性の向上による成長力の強化を実現する

### ◎意見書案第二号

森林環境税(仮称)の早期創設及び林業の成長産業化と森林の適切な管理の推進を求める意見書(抜粋)

森林が多く所在する山村地域の市町村は、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化・後継者不足に加え、急速な人口減などの厳しい状況にあるが、森林吸収源対策及び担い手育成等の山村対策に取り組みための恒久的・安定的な財源が

大幅に不足している。

よって、政府におかれては、市町村が持続的に森林整備を行うことができるよう森林環境税(仮称)を早急に創設するとともに下記の項目を実現するよう強く要望する。

### 記

一 森林環境税(仮称)の創設に当たっては、地方の意見を十分に踏まえて制度設計するとともに、各県を中心に独自に課税している森林環境税等との関係についても確実に調整を図ること。  
二 実現までの間においても、必要な施策を推進するための予算を十分に確保すること。  
三 林業の成長産業化と森林の公益的機能の発揮の両立を図る新たな森林の管理・経営スキームを検討すること。  
四 本格的な利用期を迎えた我が国の森林について、新たな管理・経営のスキームの検討を進めるに当たっては、国産材の需要の創出・拡大策を並行して推進していくこと。

### ◎意見書案第三号

「協同労働の協同組合法(仮称)」の速やかな制定に関する意見書(抜粋)

「協同労働の協同組合」は、組合に参加する人すべてが協

同で出資し、協同で経営し、協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、地域の再生を目指す活動を続けている。ワーカーズコープ、農村女性ワーカーズ、障がい者団体など、「協同労働」という新しい働き方を求めている団体や人々は、国内外で十万人以上存在すると言われている。その事業内容は、介護・福祉サービスや子育て支援、清掃請負、オフィスビルの総合管理など幅広く、また、男性や女性、高齢者が集まって働きやすい職場を自分たちで作っており、多様な働き方の一つとして期待されている。ついでには、誰もが仕事を通じて安心と豊かさを実感できる地域社会の形成に貢献できるようにするとともに、様々な人々に社会に参加する道を開くための制度として、「協同労働の協同組合法(仮称)」を速やかに制定するよう強く要望する。

## 桜町沖須賀線の道路 拡張工事について



## 臨時会の概要

平成二十九年第三回臨時会が七月二十八日に開催され、二議案が審議されました。

議案第一号は工事請負契約の締結についてであり、宿毛ポンプ場長寿命化対策事業として自動除塵機械設備製作設置工事を実施するにあたり、「前澤工業株式会社大阪支店」と一億七千八百二十万円で工事請負契約を締結することについて、地方自治法第九六条第一項第五号の規定により、議会の議決を求めるものです。

議案第二号は財産の取得についてであり、消防団の消防力向上のため、宿毛分団に二千二百六十五千二百円の消防ポンプ自動車一台を取得することについて、地方自治法第九六条第一項第八号の規定により、議会の議決を求めるものです。

審議の結果、いずれも全会一致で可決されました。



## 各議員の議案等に対する賛否の状況

賛否の分かれた案件を記載しています。

議席	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
氏名	川田 栄子	川村 三千代	原田 秀明	山岡 力	山本 英	高倉 真弓	山上 庄一	山戸 寛	岡崎 利久	野々下 昌文	松浦 英夫	寺田 公一	宮本 有二	濱田 陸紀
案件														
陳情第10号	採 択	○	○	○	○	×	○	○	×	議長	○	○	○	○
意見書案第3号	可 決	○	○	○	○	×	○	○	×	議長	○	○	○	○

【○：賛成 ×：反対】

## ● 議会用語 Q & A

Q 表決とは。

A 本会議で議会の意思を決定するため、議長の要求に応じて、出席議員が賛成または反対の意思を表明することをいいます。「採決」は議長が表決をとる行為のことです。

## ★ 会議録の 閲覧を ★

市議会だよりは紙面の都合で発言の一部しか掲載していません。詳しくは「会議録」をご覧ください。

九月定例会の会議録は十二月上旬にできる予定です。市立坂本図書館及び各支所並びに宿毛市議会ホームページでご覧になれます。

議会開会中は宿毛市のホームページとスマートフォンテレビで映像中継しています。

なお、ホームページでは過去の議会映像も配信しています。

## ） 編集後記 ）

十月には夏のように暑い日がありました。十一月になって随分涼しくなりました。

衆議院選挙も終わり、新体制になりました。

近年、投票率の低下が問題となっていますが、宿毛市でも同じことがいえます。

市議会といたしましては、顔の見える取り組みについて、検討していく必要があります。

さて、旧林邸の改築は急ピッチで進んでおり、多くの市民の皆さんが集える場所として完成が待たれます。

今月二十三日から四日間、竹内明太郎に因んだ古いダットサン、吉田茂の愛車・

ロールスロイスの展示会が文教センターで企画されていますので、多くの皆様のご来場をお待ちしています。

## ＜ 編集委員 ＞

○ 山岡 力  
○ 山本 英  
○ 山戸 寛  
○ 松浦 英夫  
○ 宮本 有二